

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

### 【規則】

- 岡山県立学校授業料徴収条例施行規則の一部を改正する規則
- 岡山県立高等学校通信制課程入学金及び受講料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

(以上県例規集登載)

### 【教育委員会】

- 岡山県教育委員会事務局の組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則
- 岡山県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
- 教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則
- 岡山県特別支援教育就学指導委員会に関する規則の一部を改正する規則
- 岡山県立博物館の組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則
- 岡山県古代吉備文化財センター規則の一部を改正する規則
- 岡山県生涯学習センターの組織及び事務

担当課(室)

教育委員会

教育委員会

## 目次

- 分掌規則の一部を改正する規則
- 岡山県立図書館の組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則
- 岡山県総合教育センター規則の一部を改正する規則
- 岡山県教育委員会事務決裁規程の一部改正
- 岡山県教育委員会文書規程の一部改正

(以上県例規集登載)

担当課(室)

〃

〃

〃

〃

◎岡山県規則第三十二号

岡山県立学校授業料徴収条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県立学校授業料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県立学校授業料徴収条例施行規則（平成二十二年岡山県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条を次のように改める。

（授業料の納期の特例）

第二条 条例第四条第一項から第三項までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる授業料の納入は、当該各号に定める期間、猶予する。

- 一 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号。以下「法」という。）第四条の認定を申請する者の当該申請に係る法第六条第二項に規定する申請日（同条第三項の規定により申請日とみなされる日を含む。）の属する月（当該申請が当該年度の六月末日までに当該年度分の課税証明書等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成二十二年文部科学省令第十三号。以下「省令」という。）第三条第一項の課税証明書等をいう。以下同じ。）を添付して行われる場合にあつては、当該年度の七月）から省令第三条第二項の規定による通知を受けた日の属する月（当該申請が前年度分の課税証明書等を添付して行われる場合にあつては、当該年度の六月）までの期間に係る授業料 当該通知を受ける日までの間

- 二 受給権者（法第五条第一項の受給権者をいう。以下同じ。）の法第十七条の規定による届出を行うべき日の属する年度の七月から当該届出に係る省令第八条第一項の規定による通知（同月から当該年度の翌年度の六月までの間における最初の就学支援金（法第三条第一項の就学支援金をいう。以下同じ。）を支給したときに当該就学支援金の額を通知するものに限る。）若しくは省令第十一条第三項の規定による通知又は法第九条の規定により就学支援金の支払を一時差し止めた旨の通知を受けた日の属する月までの期間に係る授業料 当該通知を受ける日までの間

- 2 条例第四条第一項から第三項までの規定にかかわらず、受給権者の法第十四条第三項の規定により読み替えて適用される法第七条の規定によりその債権の弁済に就学支

援金が充てられた授業料は、納期内に納入されたものとみなす。

3 条例第四条第一項から第三項までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる授業料の納期は、当該各号に定める日から十五日以内とする。

- 一 法第四条の認定をされなかった者の第一項第一号の規定による猶予に係る授業料  
当該認定をしなかった旨の省令第三条第二項の規定による通知を受けた日
- 二 法第三条第二項第三号に該当することとなった者のその該当することとなった日の属する月の翌月から省令第十一条第三項の規定による通知を受けた日の属する月までの期間に係る授業料  
当該通知を受けた日
- 三 法第八条第一項の規定により就学支援金の支給が停止された受給権者の当該停止に係る高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成二十二年政令第百十二号）第五条第二項に規定する期間に係る授業料  
当該支給を再開した旨の省令第十条第三項の規定による通知を受けた日
- 四 法第九条の規定により就学支援金の支払を一時差し止められた受給権者の当該差し止められた月から当該差し止めた旨の通知を受けた日の属する月までの期間に係る授業料  
当該通知を受けた日

（条例の規定の読替え）

**第三条** 前条第三項の規定により授業料の納期を定めた場合における条例第五条の規定の適用については、同条中「前条」とあるのは、「岡山県立学校授業料徴収条例施行規則第二条第三項」とする。  
第四条及び別記様式を削る。

#### 附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

◎岡山県規則第三十三号

岡山県立高等学校通信制課程入学金及び受講料徴収条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県立高等学校通信制課程入学金及び受講料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県立高等学校通信制課程入学金及び受講料徴収条例施行規則（平成二十二年岡山県規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

（受講料の納期の特例）

**第二条** 条例第四条第一項の規定にかかわらず、入学又は転入学の際に高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号。以下「法」という。）第四条の認定を申請する者については、当該申請に係る高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成二十二年文部科学省令第十三号。以下「省令」という。）第三条第二項の規定による通知を受ける日までの間は、受講料の納入を猶予する。

**2** 条例第四条第一項の規定にかかわらず、受給権者（法第五条第一項の受給権者をいう。以下同じ。）の法第十四条第三項の規定により読み替えて適用される法第七条の規定によりその債権の弁済に就学支援金（法第三条第一項の就学支援金をいう。以下同じ。）が充てられた受講料は、納期内に納入されたものとみなす。

**3** 条例第四条第一項の規定にかかわらず、法第四条の認定をされなかった者の第一項の規定による猶予に係る受講料は、当該認定をしなかった旨の省令第三条第二項の規定による通知を受けた日から十五日以内に納入しなければならない。

**4** 条例第四条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者の受講料（法第十四条第三項の規定により読み替えて適用される法第七条の規定によりその債権の弁済に就学支援金が充てられた部分を除く。）は、当該各号に定める日から十五日以内に納入しなければならない。

- 一 就学支援金を支給すべき事由が消滅した者 当該消滅した旨の通知を受けた日
- 二 法第八条第一項の規定により就学支援金の支給が停止された受給権者 当該支給を再開した旨の省令第十条第三項の規定による通知を受けた日と省令第八条第一項

# 平成26年3月31日 岡山県公報 号外

の規定による通知（当該停止された月の属する年度の全ての就学支援金を支給したときに当該就学支援金の額を通知するものに限る。）を受けた日のいずれか早い日

三 法第九条の規定により就学支援金の支払を一時差し止められた受給権者 当該差し止めた旨の通知を受けた日

第三条、第四条及び別記様式を削る。

## 附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

◎岡山県教育委員会規則第一号

岡山県教育委員会事務局の組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

岡山県教育委員会

岡山県教育委員会事務局の組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則

岡山県教育委員会事務局の組織及び事務分掌規則（昭和三十一年岡山県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「指導班、学力向上対策班」を「振興班、指導班、学力向上対策班」に改める。

第十一条第二項中第二号を第三号とし、同号の前に次の一号を加える。

二 岡山県いじめ問題対策連絡協議会及び岡山県いじめ問題対策専門委員会に関する  
こと。

第十二条第六号中「岡山県特別支援教育就学指導委員会」を「岡山県特別支援教育支援委員会」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

◎岡山県教育委員会規則第二号

岡山県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

岡山県教育委員会

岡山県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

岡山県立学校の管理運営に関する規則（平成十三年岡山県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表第五校長の項中第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、同号の前に次の一号を加える。

- 十一 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）の規定による受給資格の認定、支給の停止、支払の一時差止め、届出の受理、報告の徴収等

別表第七中

	紫風寮	玉野市八浜町大崎四八七―二二	女子 二四
笠岡 岡山県立 笠岡工業 高等学校 笠岡商業 鴨方	さくら寮	笠岡市笠岡五一八九	女子 四四
	紫風寮	玉野市八浜町大崎四八七―二二	女子 二四

に、

岡山県立真庭高等学校	
白梅寮	真庭市落合垂水一〇六四
やまなみ寮	真庭市中島一四三
男子	女子
一六	四四

を

岡山県立 勝山 蒜山 高等学校	
白雲寮	真庭市蒜山上長田一四一
やまなみ寮 白梅寮	真庭市中島一四三 真庭市落合垂水一〇六四
女子	男子
三	三

に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

◎岡山県教育委員会規則第三号

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

岡山県教育委員会

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の免許状に関する規則（昭和三十六年岡山県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「市町村長」を「市区町村長」に改める。

第二条の六第一号中「（文部省令）」を「（文部科学省令）」に改める。

第三条第三項中「別表第六備考第三号」を「別表第六備考第三号」に、「替えて」を「代えて」に、「第六十九条の二の各号」を「第六十九条の二各号」に改め、同条第四項中「附則第三十四項及び第三十五項」を「附則第三十八項及び第三十九項」に、「第一項各号」を「同項各号」に改め、「看護師養成施設」の下に「（免許法施行規則附則第三十八項に規定する看護師養成施設をいう。以下同じ。）」を加える。

第三条の二第一項中「又は第十八項」を「第十八項又は第十九項」に、「より、」を「より」に改め、同項第一号中「又は附則第十八項の表の第二欄」を「若しくは附則第十八項の表の第二欄又は免許法施行規則附則第七項」に改め、同条第二項中「又は第十八項後段」を「第十八項後段又は第十九項後段」に、「前項各号」を「同項各号」に改める。

第八条第一項中「教育職員免許状書換申請書」を「教育職員免許状書換え申請書」に改める。

第十二条中「附則第十四項」を「附則第十八項」に、「市町村立学校」を「市町村立（組合立を含む。）の学校」に改める。

第三十七条中「あつては、」及び「については、」を「あつては」に改め、同条第二号中「附則第十八項第三号」を「附則第二十二項第三号」に改める。

第四十三条第一項の表中「教育職員免許状書換・再交付申請書」を「教育職員免許状書換え・再交付申請書」に改める。

別表第二の九の表中「附則第十項」を「附則第十四項」に改め、別表第二の十の表中「免許法施行規則附則第十一項」を「免許法施行規則附則第十五項」に改め、別表第二の十一の表中「附則第十二項」を「附則第十六項」に改め、別表第二の十二の表中「附

則第三十一項及び第三十二項」を「附則第三十八項及び第三十九項」に改め、「免許法  
施行規則附則第三十一項に規定する」を削る。

「現住所」 「現住所」  
様式第一号中 旧免許状所持確認欄 有・無」 を 連絡先TEL（――）

旧免許状所持確認欄 有・無」

に、「全ての単位を修得した」を「所要資格等を取得した」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の教育職員の免許状に関する規則に定める様式による用紙  
は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

# 平成26年3月31日 岡山県公報 号外

## ◎岡山県教育委員会規則第四号

岡山県特別支援教育就学指導委員会に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

岡山県教育委員会

岡山県特別支援教育就学指導委員会に関する規則の一部を改正する規則

岡山県特別支援教育就学指導委員会に関する規則（昭和四十九年岡山県教育委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

岡山県特別支援教育支援委員会に関する規則

第一条中「児童生徒」を「児童生徒等」に、「就学指導を」を「就学又は転学及びその後の一貫した支援に関する指導を」に、「岡山県特別支援教育就学指導委員会」を「岡山県特別支援教育支援委員会」に改める。

第二条の見出しを「(所掌事項)」に改め、同条第一項中「、就学」の下に「又は転学」を加え、同項第一号中「入学する」を「就学し、又は転学する」に改め、同項第二号中「就学指導」を「就学又は転学」に改め、同項に次の一号を加える。

三 県立の特別支援学校から小学校、中学校等に転学することが必要と考えられる者  
第二条第二項中「障害児の就学指導」を「障害を有する児童生徒等への一貫した支援」に、「事業」を「指導」に改める。

第七条に次の一項を加える。

6 委員会は、その定めるところにより、部会の決議をもつて委員会の決議とすることができる。

第八条第二項中「児童生徒」を「児童生徒等」に改める。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の第一条に規定する岡山県特別支援教育就学指導委員会は、改正後の第一条に規定する岡山県特別支援教育支援委員会となり、同一性をもって存続するものとする。

◎岡山県教育委員会規則第五号

岡山県立博物館の組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

岡山県教育委員会

岡山県立博物館の組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則

岡山県立博物館の組織及び事務分掌規則（昭和四十六年岡山県教育委員会規則第十二

号）の一部を次のように改正する。

別表第三総務課長の項に次の一号を加える。

---

二 会計経理に係る軽易な事務

---

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

◎岡山県教育委員会規則第六号

岡山県古代吉備文化財センター規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

岡山県教育委員会

岡山県古代吉備文化財センター規則の一部を改正する規則

岡山県古代吉備文化財センター規則（昭和五十九年岡山県教育委員会規則第九号）の

一部を次のように改正する。

別表総務課長の項に次の一号を加える。

---

二 会計経理に係る軽易な事務

---

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

◎岡山県教育委員会規則第七号

岡山県生涯学習センターの組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

岡山県教育委員会

岡山県生涯学習センターの組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則

岡山県生涯学習センターの組織及び事務分掌規則（平成八年岡山県教育委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

別表総務課長の項に次の一号を加える。

---

二 会計経理に係る軽易な事務

---

附則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

◎岡山県教育委員会規則第八号

岡山県立図書館の組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

岡山県教育委員会

岡山県立図書館の組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則

岡山県立図書館の組織及び事務分掌規則(平成十六年岡山県教育委員会規則第十八号)

の一部を次のように改正する。

別表第三総務・メディア課長の項に次の一号を加える。

---

二 会計経理に係る軽易な事務

---

附則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

◎岡山県教育委員会規則第九号

岡山県総合教育センター規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

岡山県教育委員会

岡山県総合教育センター規則の一部を改正する規則

岡山県総合教育センター規則（平成十九年岡山県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中第五号を第六号とし、同号の前に次の一号を加える。

五 岡山県教育情報ハイウェイネットワークの管理運用に関する事

第三条第三項中「第六項第一号に掲げる」を「第六項に規定する」に改め、同条第六項を次のように改める。

6 情報教育部は、情報化に対応した教育に関する研修、調査研究及び援助に関する事務を分掌する。

別表課長の項に次の一号を加える。

---

二 会計経理に係る軽易な事務

---

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。



# 平成26年3月31日 岡山県公報 号外

## ◎岡山県教育委員会訓令第2号

序 中 一 般

岡山県教育委員会文書規程（平成八年岡山県教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月三十一日

岡山県教育委員会

第三十一条第一項中「のうち、郵送するもの」を削り、「主務課において、封入」を「各課において、文書副管理者の審査を受けた後、封入し、」に改め、「料金後納郵便物差出票（様式第八号）により」を削り、同条第三項中「によるもの」を「により発送する発送文書」に改め、「において」の下に「、文書副管理者の審査を受けた後」を加え、同条第四項中「場合は」の下に「、各課において」を加える。  
様式第八号を次のように改める。

様式第8号 別添

### 附 則

この訓令は、平成二十六年四月一日から施行する。